

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

6番岡本です。2点、ちょっと質問したいと思います。町長宛ての郵便物は適正に取り扱われているのかということで、町宛ての郵便物、町長、どのような流れで処理されているのか。また、町長宛てに来た普通郵便または親展のものは誰が開封するのか。町長は内容に関わらず全て目を通していいのか。差出人のはっきりしているものは、親展なら町長が開けられるでしょうけど、差出人のないもの、そのような郵便物はどのように取り扱われているのかお答えいただければ。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

町宛てに到着いたしました文書については総務課において収受し、各主管課へ配布しております。文書を受け取った各主管課においては、文書に受付日付印を押印し、文書の決裁区分に応じて決裁を行っております。

親展の文書につきましては、町長宛てに限らず、封かんのまま、名宛て人に配布することにしておりますので、当然ながら、町長宛ての親展文書は、町長が開封し、内容を確認することになります。

これにつきましては、差出人が明記されていないものにつきましても、宛先が明記されているものにつきましては同様の取り扱いとさせていただきます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

そのような回答でしたけども、差出人がないものに対して副町長がいない中、まさか町長が町長宛てにきた差出人のない親展、これ開けるといのは危機管理において、ちょっとどのようなものか思うんですけども、その辺の改善策というのは考えてらっしゃいますか。

例えば、秘書が開けるとか、その所管の総務課の職員が開けるとかいうふうな、そのような対応はしておられるんでしょうかね。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

差出人がないもので町長宛てということでございますが、文書のほとんどに

つきましては、原課宛てだったりとか、宛名先については土庄町長というかたちで届けられるものが数多くございます。基本的に、親展でないものにつきましては、それぞれの各課に配布する必要があるございますので、一旦総務課の職員が開封した上で、どこの課に配布すべきものかということを確認した上で、各課のほうに配布をさせていただいております。それ以外で、町長の手元に届ける必要があるか判断したものについては、秘書のほうに届けるようにしております。以上でございます。

それから、失礼いたしました。それから改善策ということでございますが、当町におきましても今のところ、その危機管理とか危険文書というところまで想定をしていない状況でのルール決めでございますので、岡本議員のご意見も承ったうえで、今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

日本全国どこの市町村すべて首長に対する封書とかってというのは親展で町長宛てという、差出人が明記されておれば町長が開けることもあるそうです。首長が開けることもあるそうです。それ以外は、ほとんどの市町村、秘書の方とか、所管課が開けるというのが通例らしいんで。

もし、危険物が入ってて、わが町みたいに副町長がいないということは、やっぱり何かあったときに、町長の身に、運営できなくなりますんでね。その辺をちょっと考えていただきたいと思います。

内容が、町長、執行部、職員、議員に対する誹謗中傷が書かれたものはどのように取り扱っておられるのか。各課へ回覧する必要がある場合は、その必要を執行部で精査、確認して、またこのような文書が回覧されたときには、公文書扱いになるのかならないのか、ということをお聞きしたいですね。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

岡本議員の2点目の質問についてお答えいたします。

町という、土庄町という機関宛てに送付されたもので、受け付けを行い、決裁等の処理が完了した文書は公文書として取り扱うものになります。決裁を進める中で各課に周知する必要があると判断されれば、回覧することもございます。

今、おっしゃった誹謗中傷する内容でも回覧するのかということでございますが、あくまでも業務の範囲の中で、事実関係を確認する必要があると判断されれば、関係各課に回覧することも考えられますが、取り扱いについては厳密

にさせていただくようにはなりません。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

過日ですが、3月1日に町長宛ての手紙、町長自ら開封した。議員に対する公開質問状だったので、町長自ら議会事務局へ持参しました。通常、こういうなことは、町長の自己判断であり得ることなのか。ちょっと、お聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

先ほど申し上げました、親展と封筒に明記されている文書ではなく、特に重要とか異例と認められるものにあっては、総務課が各所管課に配布する前に、町長の閲覧に供する場合もございます。これにつきましては、処務規則の29条但し書きのほうで明記されているものでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

何条に明記されて、どのような内容かというんは僕は知らないんですけれども、町長自ら普通開けて、所管課に回して、これ議員の誹謗中傷の公開質問状です。議員に直接確かめれば、嘘かどうかははっきり分かるはずなんですわ。その確認もせずに回すということ自体が、どんな混乱を招くか。支援いただいて当選して、その人らの代表で出てきて、そのような誹謗中傷、嘘八百をかかえたものが、まかり通ってしまう。町長の独断で。じかに議会事務局持って行って。閲覧さす。

ちょっと、町長お聞きしたいですけど、そのような状況をどう思われますか。町長。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

どのように思われるかじゃなくて、一応きた、封筒開けました。左上に、土庄町議会議長とか、名前書いてるので、僕の方ではないので持って行っただけであって、それ以上もそれ以下もなくですね、私宛てにきたのは私が持って、同じ封筒の中に入っていたということだけなので、中身は見ずに、上にそういう名前書いていたので、議会へ持って行った。ただ、それだけです。

○議長（高橋正博君）

6 番 岡本経治君。

○6 番（岡本経治君）

単純すぎやしませんか、それ。名前が議長にあった、委員長にあったから持って行った。町長宛てにきた、何で2通も3通もそういうなものが入ってきてるのかって思われませんでした。それやったら、議長宛て、委員長宛てに、送るのが普通でしょ。そもそも、そのようなことが不思議でならないんですわ。おかしいなと思いませんでしたか。簡単すぎやしませんか。それでこの土庄町、運営していけると思いますか。ちょっと、浅はかすぎやしませんか。3月1日にそのまま回覧回して、職員の手を止めて、わざわざ回覧回す。職員せなあかん仕事いっぱい抱えてるんですよ。そのようなことを考えませんでしたか、町長。ちょっとその辺を、しっかりと自問自答してください。

次の質問に移ります。

町長の自己破産手続きについてですが、令和2年6月定例会において問責決議が可決されました。議会から自己破産についての住民への説明を申し入れた。これに対して、住民説明会を開催したものの、納得いく十分な説明もなく1年が経過しております。住民の不信感や不安をそのままにしておく今後の町政運営にも影響が出てくると思われます。

現在の自己破産手続きの状況と今後の予定はどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは、岡本議員の再質問でございますけども、2番目の質問です。令和2年のですね、7月、6月議会があつて7月、土庄町内において、住民の方々にお集まりいただいてですね、自己破産の問題について、当時の時点での説明できる報告はさせていただきました。それと、ちょうどコロナ禍と、そういうこともあつて人数も制限した中での説明ということです。

ただ、ご理解いただきたいのはですね、たぶん議員の皆さんにはお話したと思うんですが、関係者が多数おります。その方々に対する守秘義務、また裁判に対してですね、法的守秘義務というのがあるので、非常にデリケートな問題でございますので、住民の方にはたぶん、十分にご理解、ご納得がいただけない部分も確かにあつたと思います。皆さんにはお話したと思うんですが、普通の一般の法人、会社であればですね、法的手続きがあつて裁判所の主導で、すぐ終わります。すぐというか、早いと思います。ただ、これは協同組合ですから、ただ、まだ、何かやつてあと1年かかるのか2年か分かりませんが、数年かかる。決定までには、と聞いております。そういうことは当然ご理

解いただきたいと思いますし、それ以外の、私以外の数名の方、全員商売をなさっております。今、現在も。当然、その方たちにもですね、今後の生活もあるし、今の商売の名前が出たりとかしたら、やはりマイナスになってくる可能性がある。そういったこともあってですね、このあたりはご理解をさせていただきたいなと思っております。

当然、保証人なったということですね、これは皆さんにもお話したと思うんですけど、町長就任以前の話でございまして、このときもたぶん、今ほかの方もですね、土庄町の商売、それから小豆島町も1人おりますから、やはり地元経済何とか助けてあげよう、協力しようという思いで皆さん判ついております。なのでですね、あまりほかの方にもですね、迷惑かからないようにしないといけないなというのは私、個人の考えです。

おっしゃっていることについては、十分に反省をしてですね、不徳のいたすところで本当に申し訳なく思っております。

今後ですね、捲土重来を期してこれから土庄町に全てを捧げる覚悟でありますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

先ほど、組合の関係で判子、保証人押して、町長なる前についていう説明しましたけど、そもそもが先ほど言いましたけど、危機管理がなっていない。借金こさえて、会社潰して、破産まで出すとなって町長職がやっておれるんかと。ちょっと疑わしいですね。で、町のために頑張る、自分のことさて置いて、町民さん、他町の人にまで迷惑かけて、その借金がその1つだけなんですか。

町長は町長なされる前に、ホテルの仕事の責任者やっておられましたよね。今現在、2つなくなって転売されて2つ残っておりますね。ここにも、当然負債があるはずなんですよ。町長は組合のこと、当初5億円借金があるから返済できないので破産します。5億円は5億円です。これ、元金ですよ。当然、利息がつきます。遅れば、遅延延滞金がつきます。それがすべて負債総額となります。今残ってる、今社長外れてますけど、町長が経営してたときに、ホテル経営してたときに、まだその現在ホテル2つ残っております。

いったい、全ての負債総額はいくらですか。渦中の人なんで、自分のことなんでご存知でしょう。包み隠さず、ちょっと、おっしゃってみてください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

ここでですね、個人の全て、去年の時点で個人破産ということになって、会

社については僕は聞き及んでる話は、まだ会社はそのままあると、経営者もいるということを知っていますので、そのあたりは今、会社経営をやっている方、営業もしている方で、そのあたりの方にも迷惑かかるので、そのあたりについては、当然もうすべてないのであればお話しできるのかなと思いますけども、今、現にやっているというふうに聞いておりますので、そのあたりは、回答のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

そうやって言われるやろなっていうのは想定内ですけど。町長は個人、個人って言いますが、今土庄町の町長なんです。認識ありますか。町長という立場がどれだけ大きいか、認識ありますか。どうですか。町長はあくまでも個人ですか。そのへんちょっとお答えください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

個人である部分と公的にある部分、個人は私生活の部分とかありますけども基本的にですね、公人ということですが、中身等については話できる部分とできない部分、当然それには周りの、うちの家族だけやったら全然問題ありませんけど、周りがありますので全然関係ない第三者。先ほども言いましたようにまだ商売なさっている方もいる。そういう中で、なかなかそういった部分は話ができないというのが現状かなとは思っております。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

町長はね、自己破産を手続き中ということでね、毎月70万以上の報酬が入ってきております。債権者の中には土庄町内の組合員を抱える金融機関もあると聞いております。自己破産が成立すると、その土庄町内に多く抱えている組合員に方々にも大きな損害を与えることとなります。その組合員っていうのはやっぱり組合員になるのに一口1万円、2万円っていう積立金をして、そこからその組合の金融機関から利息をもらってるわけですね。大きな損害を与えます。土庄町にたくさんいます。毎月の報酬やボーナス、退職金は今現在、町長の懐に入っております。それを債権者に返すことや自己破産手続きを止めるということは考えていないのですか。どうですか、町長。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それについては、今、現在ですね。裁判のほうが進展しておりますので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

すべての金融機関はね、預金者からお金を預かって運用して、預かった人に利息を払って、運用した分で儲けて、社員さん養って、それが通常の金融機関なんです。そこに何億も、何十億も、十億も二十億も負債総額を抱えているような町長が町の財政 100 億を簡単に預かって運営していけるという自信がありますか。町民さんすごく不安がってますよ。町長どう思われます。個人のことやから。 _____

_____ 個人のことだからそんなことでこの土庄町の運営ができますか。しっかりと。

休憩

再開

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

先ほどの続きですけど、町長は資産を公開する義務がございます。額面は 5 億と言われてましたけれども、営業されている方もおられますと言いながら、5 億の金額も出しております。ここになんで破産に至ったかっていう経緯、通常ですよ、通常ね。元金があります。返済計画立てます。当然利息がつきます。遅れれば遅延延滞金もかさんでいきます。複利計算になるときもございます。5 億が 10 億になるときもあります。それを負債総額と申します。5 億の借金返済だけなら、たぶん規模的に営業努力を重ねていけば、規模的にですよ、返済は可能だと思います。それが遅れ遅れになって利息だけ払ったり、元金少し返したりということを繰り返しておれば、当然町長が破産の手続きをしなければならぬというふうになっていきます。この公開義務として町長、正直に何億の負債総額なんですか。ちょっとお答えいただけますか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

個人の公開については四国新聞に掲載のとおりだと思います。ただ、今先ほどから言いましたように今、裁判で今やっています。弁護士もついておりますから、そのあたりはこれ以上の話はたぶんできないと思いますのでよろしく願いします。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

破産っていうのはすべて含めて、全部、一部だけ残して破産ということはございませんので、そのようにしておられるんでしょう。だけど、町長は前の一般質問でも言いましたけど、24時間365日町長なんですわ。しっかりと自己自身の危機管理をもって、次、三期目出るっていう意向も先ほどの一般質問で言われてましたけど、そのような状態で土庄町民の信頼を勝ち取ることができるのかという。今までやってきたから、今回コロナだからできなかったから、もういっぺんさせてください。100億の財政を町長に預けて安心できるのかと。町民は、どう思われますか。町長。お答えください。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

たぶんそれは町民の皆さんが判断することかなと思っております。

○議長（高橋正博君）

6番 岡本経治君。

○6番（岡本経治君）

先の一般質問のときも、先月ですわ。町民さんが何を思われようがかまわないうって他人事みたいに言わないでください。確かに選挙ですから、町民さんが選挙することですから、町民さんに選んでいただけるような自分づくりっていうのをしていただきたいと思います。でないと言った皆さんがこの町を守ろうという意欲が薄れてきたら、何もできないんで。その辺をしっかりと今後、町長、三期目に向かってどのような動きをされるのか分からないですけど、勝ち取るようにしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。以上をもって質問を終わります。